



内神町 斜面崩落に対する呉市の対応

令和7年11月21日に発生した内神町の民地崖崩落への対応として実施していました宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特別緊急代執行（その2）が完了しました。

これに伴い、被害拡大の可能性が低下したことから、この地域に居住されている住民の方（2世帯3名）に対して実施してきた避難所受入体制の維持及び巡回警戒の措置を終了します。

特別緊急代執行（その2）（宅地造成及び特定盛土等規制法）

- 1 所在地 呉市内神町102番3
- 2 対象となる工作物 崩落した法面
- 3 執行の内容 応急対策工事（崖表面を保護するモルタル吹付等）
- 4 要した費用 特別緊急代執行に要した費用は、所有者等が確知された後、当該所有者等に請求します。
- 5 位置図及び状況写真



〔位置図〕



〔着工前〕



〔完 成〕